＜参考＞

１．水生生物の保全に係る水質環境基準

○河川及び湖沼

類型 項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値 全亜鉛
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下
生物特Ｂ	生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下
備　考 １　基準値は年間平均値とする（海域もこれに準ずる。）。		

○海域

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基　準　値 全　亜　鉛
生物Ａ	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下

２．国が類型指定を行う水域
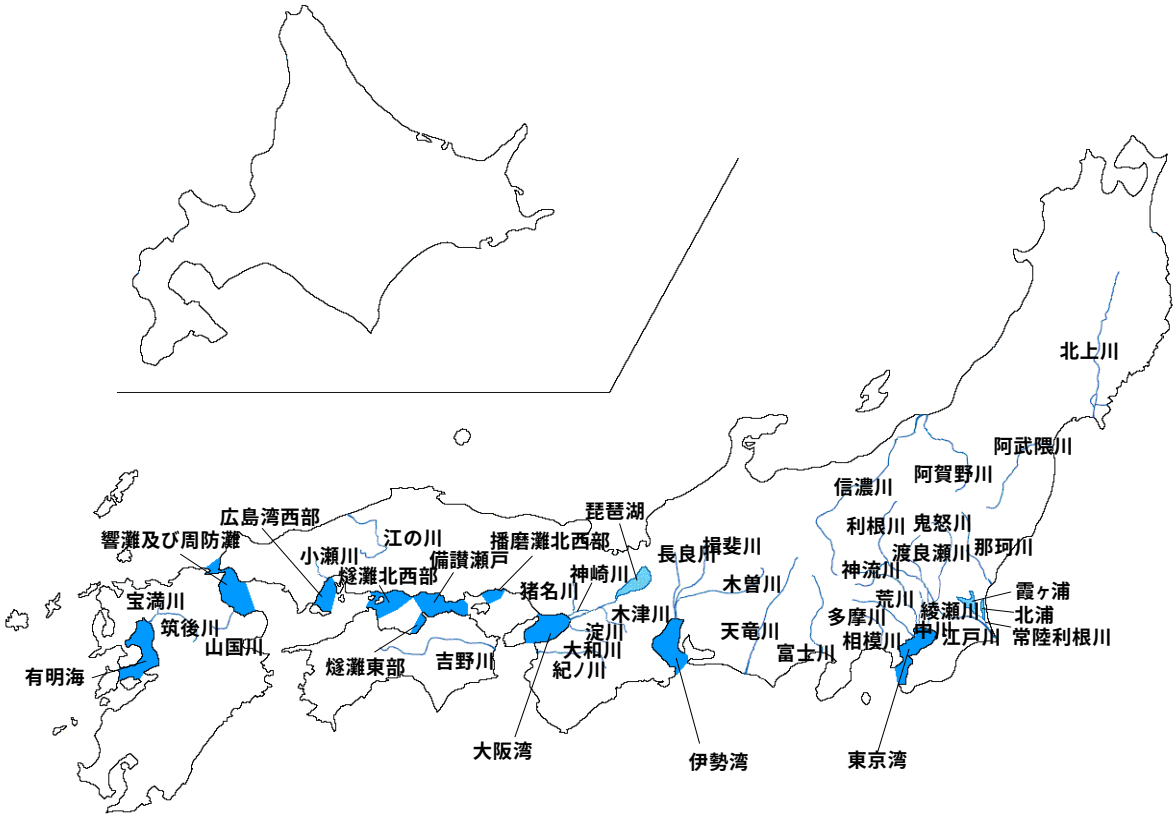
国が類型指定行うべき水域として、河川、湖沼、海域４７水域が定められている。